

令和7年 第4回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年4月30日

- 1 日 時 令和7年4月30日（水） 午後3時00分～
- 2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室
- 3 日 程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第 9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第15号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進
計画作成要請の件
- 4 欠席委員 12番 小澤委員
- 5 議事録署名委員 10番 箭本委員、11番 井上委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 三井 賢治
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 田中 颯
- 7 閉 会： 午後4時10分

【事務局長】 総会に先立ちまして、4月に組織機構改革と人事異動がありましたので紹介させていただきます。事務局が属しておりました産業振興部農林振興課が、環境産業部農政課に変更となりました。

まず環境産業部長より自己紹介と一言ご挨拶、続いて変更になった事務局の職員におきましても自己紹介をさせていただきます。

(中込 環境産業部長 自己紹介・挨拶)

(三井係長、田中主事、末木会計年度職員 自己紹介)

(中込部長においては、予定あり退席)

それでは令和7年度第4回の農業委員会総会を開催いたします。

山本会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。

【議長】 (会長のあいさつ)

令和の米騒動ですが、備蓄米放出で入札に最高値に落札というけれど、価格下げるには最低価格にすべきだし、農家の話も出ず無視して感じる感じがします。不思議でならないコメの問題は以上にして、議事に入ります。

本日の出席委員は「18人」です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

(日程第1 議事録署名委員の指名)

【議長】

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名人は、10番箭本委員と 11番井上委員を指名致します。

(日程第2 会期の決定) 【議長】

日程第2「会期の決定」を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がありませんので、本日1日と決定します。

(日程第3 議事)

(報告第9号)

【議長】

それでは議事に移ります。

「報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に番号2番 から 5番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 1ページをお願いします。

農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしました
ので報告します。

番号2番 地図公図は 1ページ、2ページになります。
富竹新田●●、面積 239 m²を●●の●●さんから、貸し駐車場のため
の転用の届出が出ています。

続きまして、

番号3番 地図公図は 3ページ、4ページになります。
大下条●●、面積 526 m²を●●の●●さんほか共有者2名から、宅地
分譲2区画のための転用の届出が出ています。

続きまして、

番号4番 地図公図は 5ページ、6ページになります。
島上条●●、面積 278 m²を●●の●●さんから、宅地拡張のための転
用の届出が出ています。

この案件は、すでに一部が宅地として使用されていますので、始末書を
提出したうえで追認案件となります。

資料2ページをお願いいたします。

番号5番 地図公図は 7ページ、8ページになります。
西八幡●●外2筆、合計面積 180 m²を●●の●●さんから、宅地拡張
のための転用の届出が出ています。

この案件は、すでに一部が宅地として使用されていますので、始末書を
提出したうえで追認案件となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第10号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上
程致します。

事務局に 番号6番 から 19番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 3 ページをお願いします。

農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号6番 地図公図は 9ページ、10 ページになります。

篠原●●外 3 筆、合計面積 1,288 m²を●●の●●さんほか共有者3名、及び●●の●●さんから、●●の●●に、所有権移転により宅地分譲9区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして、

番号7番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

島上条●●、面積 434 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転による自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

続きまして、

番号8番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

島上条●●、面積 231 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転による貸駐車場にするための転用の届出が出ています。

資料 4 ページをお願いいたします。

番号9番 地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

大下条●●、面積 1,040 m²のうち 200 m²を●●の●●さんが、●●の●●に使用貸借による一時転用の届出が出ています。

既に転用済みの隣接地と一体で、貢川災害復旧工事のための現場事務所兼駐車場として使用するものです。

続きまして、

番号 10 番 地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

竜王新町●●外 1 筆、合計面積 449 m²を●●の●●さんほか共有者2名が、●●の●●に賃貸借による一時転用の届出が出ています。

貢川災害復旧工事のための資材置場として使用するものです。

続きまして、

番号 11 番 地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

篠原●●外 1 筆、合計面積 1,747 m²を●●の●●さんが、コンビニエンスストアの店舗用地として賃貸借による転用の届出が出ています。

資料 5 ページをお願いいたします。

番号 12 番 地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

天狗沢●●外 2 筆、合計面積 213 m²を●●の●●さんが、●●に所有権移転による太陽光発電設備の拡張のための転用の届出が出ています。

現地は太陽光施設として既に利用されていますので、経過理由書を添付した上で追認案件となります。

続きまして、

番号 13 番 地図公図は 23 ページ、24 ページになります。

竜王●●、面積 20 m²を●●の●●子さんほか共有者1名が、●●さんに所有権移転により、福祉施設の駐車場として利用するための届出が出ています。

申請地は砂利等が敷設され、農地の現況でないため、経過理由書を添付しての追認案件となります。

資料 6 ページをお願いいたします。

番号 14 番 地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

西八幡●●外 6 筆、合計面積 4,242 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲 18 区画に転用するための届出が出ています。隣接雑種地と一体利用になります。

続きまして、

番号 15 番 地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

富竹新田●●外 1 筆、合計面積 496 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による宅地分譲 2 区画に転用するための届出が出ています。

資料 7 ページをお願いいたします。

番号 16 番 地図公図は、29 ページ、30 ページになります。

篠原●●、面積 72 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転による貸し駐車場の敷地拡張として転用するための届出が出ています。隣接する雑種地と一体利用になります。

続きまして、

番号 17 番 地図公図は、31 ページ、32 ページになります。

竜王●●、面積 108 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による共同住宅用地として転用する届出が出ています。

この案件は、すでに一部が宅地として使用されていますので、始末書を提出したうえで追認案件となります。

続きまして、

番号 18 番 地図公図は、33 ページ、34 ページになります。

中下条●●外 1 筆、合計面積 226.21 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転による宅地分譲 1 区画として転用する届出が出ています。

続きまして、

番号 19 番 地図公図は、35 ページ、36 ページになります。

中下条●●、面積 309 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転による自己駐車場として転用する届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番 ●●委員】

●番●●です。

今までの案件説明で、何件か始末書を書いてOKになっていますが、始末書の定義というものがあるのでしょうか。始末書さえ書けば OKということになってしまふ逆の見方ができますが、ご説明お願いしたいと思います。

【事務局】

現状復帰することが原則となりますが、違反の状態ではなく転用の申請がなされた場合に、要件を満たしているものについては、現状復帰の費用とか継続期間が長い場合には始末書を添付したうえで追認として認めるということが運用として認められるという判例がありまして、それに則って処理しています。明確に何年以上はどうするという規定はないのですが、今のルール上その申請が畠の状態等で出されたものであれば始末書を添付したもので認められるということでご理解いただければと思います。

法文の規定上は追認が明記されているわけではありません。判例において認められた運用になりますので、明確な基準があるわけではありません。

【議長】 更地の状態でなくして砂利を入れたりして工作をはじめてしまう場合は事前であり違反転用だということではないですか。

【事務局】 本来は農業委員会に届出をして受理通知が出た後に着工するのが順序ですが、順番が前後した場合にも事前着工せずに届出を行った場合に認めうるものであれば始末書を添付することで認めることもできるという判例が出ており、それに則っての運用になります。

【●番 ●●委員】 本来こういう事は無くさなくてはいけない。本人が知らなくてやったとか明文化してきちんとさせないと、こういう案件が出てくる

【議長】 始末書を出すにあたっては農業委員会会長宛てなのか市長宛てなのか、という問題もあると思いますが。

【事務局】 届出につきましては農業委員会に対するものですので、宛名は農業委員会会長になります。許可申請につきましては許可権者が県知事になりますので県知事宛てになります。

今回につきましては農業委員会会長宛てでいただいております。

【事務局長】 本来こういう事があつてはいけないということは重々認識しております。事務局としても現状復帰しなくてはだめだという案件が中にはあります。そのような案件については現状復帰してくださいと当然指導しております。ただ今回提出した案件につきましては判例の運用に基づいて対応できるとして出しているものです。今後につきましてもこういう事例が少なくなるように努めていますのでご理解をお願い致します。

【●番 ●●委員】 ●番●●です。
始末書と経過理由書との違いはどのようなものでしょうか。

【事務局】 始末書につきましては、違反転用を行ったのが現所有者・地権者、もしくは現転用者の場合に始末書を付けていただく形になっています。
経過理由書につきましては、現所有者ではなく例えば今の所有者の父の代等になんらかの経緯により違反転用がなされた場合、その経緯を今の所有者が説明するものになります。

現所有者、今の利用者に帰責性があるかどうかで分かれているという認識でご理解いただければと思います。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。3ページの番号6番、相続人が5人いますが、●●さんに持分なくとも相続人ということでよいのでしょうか。

あと一点、9番10番の貢川沿いの一時転用ですが、だいぶ前に資材置場として使用していて今頃申請が出ていますが、それで良いということでしょうか。

【事務局】

まず番号6番ですが、表記が分かりずらく申し訳ありません。上から4名までが筆の上から3筆までの土地を共有している形で、一番下の篠原●●につきましては●●様の単独所有となっています。●●様に持分が入っていないのは1筆の単独所有なので持分表示がないということです。

もう一点の番号9番と10番ですが、毎月10日までに受理通知を発行したものを見た月の総会に諮らせていただいている。受理通知発行日以前の使用は問題となります。今回の●●さんの受理通知発行日は3月の11日ですので10日過ぎのため4月の総会に諮ることになります。3月12日以降に資材を置いていた場合等は受理書を受けた後になることから、問題はないと思われます。

【議長】

よろしいですか。ほか質問ありますか。

【●番 ●●委員】

●番●●です。●●建設の資材置場の受理通知発行日の関係で説明がありました。同じようなケースで今双葉地区の東側で護岸工事を行っている所があります。業者は分からぬですが農地を資材置場として使っています。3月中に使い始めたことは確認していますが、この申請がいつ出て、いつ総会にあがるのか事務局で把握していただけたら教えていただきたい。

【事務局】

4月18日の現地調査で指摘いただいた件だと思いますが、現地は確認したのですが、現時点では申請を受けていませんので発行日と総会の時間差ということではありません。ただ工事地域内で工区の中に物を置くのであれば手続きがいる場合もあり、それに該当して県で手続きしていない可能性もあり、確認している最中ですのでもう少し時間をいただきたいと思います。

隣接する農地も工事の区域内であれば大丈夫ということがあるようなので、そのために一時転用の申請をしていないのか、本当に違法なものなのか確認しているところです。確認できたところで対応させていただきます。

【議長】

その他質問ありますか。

質問が無いようです。本案件は報告事項でありますのでこれで終了致します。

(報告第 11 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 11 号 農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号8番 から 11番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 8 番、地図公図は 37 ページ、38 ページになります。

西八幡●●外 4 筆、合計面積 4,658 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和 7 年 3 月 10 日です。

令和3年 5 月 1 日から 3 年間、有償で利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

続きまして、

番号 9 番、地図公図は 39 ページ、40 ページになります。

西八幡●●外 1 筆、合計面積 1,942 m²。貸人が●●の●●さんほか共有者1名、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和 7 年 3 月 10 日です。

令和 3 年 5 月 1 日から 3 年間、有償で利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

資料9ページをお願いいたします。

番号 10 番、地図公図は 41 ページ、42 ページになります。

西八幡●●外 2 筆、合計面積 2,068 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和 7 年 3 月 27 日です。

令和 3 年 5 月 1 日から 3 年間、無償で利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

続きまして、

番号 11 番、地図公図は 43 ページ、44 ページになります。

団子新居●●、面積 762 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和 7 年 3 月 28 日です。

令和 4 年 7 月 1 日から 10 年間、有償で利用権の設定をしていました

- が、それぞれ合意解約をしたものです。
この案件は、この後の議案第 15 号、番号 8 番と同一土地となります。
説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。
- 【議長】 私からいいですか、最後の合意解約だけはどうしたかという説明を受けていましたが他は何の説明もなくただ合意解約ということですけれども、8 番から 10 番の農地はどういう形になるのですか。
- 【事務局】 11 番につきましては、返却の際に地主さんから農業委員会に借り手がないと相談を受けましたが、その後借り手を探して現在話がついた状態です。今農地の貸し借りの書類の作成をおこなっている段階で、書類が完成すれば公社に提出して貸借契約になります。順調に進めば再来月の総会に掛かる予定です。
- 【議長】 説明する時にはこの後どうなっているのか報告して欲しいと思いますので、そのように是非お願ひしたいですね。
- 【事務局】 今回のようにすぐに借り手が見つかれば説明することもできるのですが、やはり次の借り手を探すことが難しいことがありますので、借り手が決まっていないものについては説明できない場合もありますので、そこはご承知いただければと思います。
- 【議長】 決まっていない場合は、その旨を説明いただければと思います。
- 【事務局】 分かりました。決まっているか決まっていないか説明を付け加えさせていただくようにいたします。
- 【議長】 ほかに質問ありますか。
質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 14 号)

- 【議長】 それでは次の議事に移ります。
「議案第 14 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。事務局に 番号 4 番の説明を求めます。

【事務局】	<p>はい、議長 資料 10 ページをお願いします。 番号 4 番 地図公図は 45 ページ、46 ページになります。 西八幡●●、面積 973 m²を●●の●●さんが、●●の●●子さんに使用貸借により、長屋住宅1棟を建築するための転用の届出が出ています。 申請地は住宅等が連坦する3種農地で、建築予定面積は 236.30 m²です。汚水は公共下水道に放流。雨水は浸透樹で処理し、超過分は隣接水路に放流予定です。 資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。 モニターの写真は南西側、及び北西側から撮影したものです。 説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明は以上です。 次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。</p>
【●番●●委員】	<p>はい、●番●●です。 過日、会長、推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。 この土地は親子間の使用貸借での転用の申請です。今までここは柿畠でしたが、●●さんも高齢で管理ができないということで、転用し宅地にして住宅を建てるという申請です。よろしくご審議お願い致します。</p>
【議長】	<p>次に ●●推進委員 に意見を求める。</p>
【●●推進委員】	<p>推進委員●●です。 現地調査は 4 月 21 日、山本会長ほか関係者で行なっています。申請地は市街化調整区域 3 種農地ということです。転用目的は親子間であります ●●さんから母●●さんに使用貸借し長屋住宅の建築です。生活排水につきましては公共下水道、雨水は浸透樹と隣に大きな河川がありますのでそちらに放流する計画です。 特段問題がないものと思われますので、よろしくご審議お願い致します。</p>
【議長】	<p>これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>質問が無いようでございます。 番号 4 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

続きまして、事務局に番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

引き続き資料 10 ページをお願いします。

番号 5 番 地図公図は 47 ページ、48 ページになります。

龍地●●、面積 196 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、個人住宅1棟を建築するための転用の届出が出ています。

申請地は●●から 300m 以内の3種農地で、建築予定面積は 89.43 m²です。

汚水は合併浄化槽を経由し浸透樹で処理し、雨水も同じく浸透樹で処理予定です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

さる 21 日に会長、●●副会長、●●推進委員、事務局と現地調査を行いました。この案件は 30 年前の平成 6 年に申請が出て計画したのが頓挫してしまったということで現在に至っています。再申請ということなので、難しい印象ですが、皆さんのご審議をいただきたいと思います。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求める。

【●●推進委員】

はい、推進委員●●です。

21 日に会長、副会長、●●委員、事務局と現地調査を行いました。

現地をぱっと見たところ宅地ではないかと思われますが、平成 6 年の時の申請がどうなっているか分かりませんので、ご審議よろしくお願ひいたします。

【議長】

以前の時の説明を事務局にしてもらわないと難しいようですね。

【事務局】 ご報告のように、30年程前に一度転用の許可が出た土地のようで、その後詳細は不明ですが着工がなされないまま現在に至ったという状況です。

転用の許可の仕組みですが、AさんがBさんに渡して、もしくはAさんが何かをするということについて許可する制度になっておりまして、人が変わった場合には同じ転用目的でも再度許可が必要になるということになります。

すでに転用許可が出ている土地ですが、いまだ農地のまま残っており、今回別の方が家を建てたいということで、そのためには再度転用の許可をとる必要があり申請が出されたという経緯です。その中で周囲の状況が宅地に囲まれた3種農地なので原則転用ができるであろうということから、今回申請の受付をしまして総会に諮っているところです。ですので現在の要件に照らして転用ができるかどうかについて、ご審議いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【議長】 そういう経過ということです。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか、質問が無いようです。

番号 5 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

続きまして、事務局に番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

引き続き資料 10 ページをお願いします。

番号 6 番 地図公図は 49 ページ、50 ページになります。

龍地●●外 1 筆、合計面積 329 m²を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転により、個人住宅 1 棟を建築するための転用の届出が出ています。

申請地は●●から 300m 以内の 3 種農地で、建築予定面積は 98.83 m²です。

汚水は合併浄化槽で処理し隣接道路側溝に放流。

雨水も隣接道路側溝に放流予定です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ない

と考えられます。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

●番●●です。

さる 21 日に先程と同じメンバーで現地調査を行いました。

●●氏が所有する農地の一部を●●氏が譲り受け宅地にし家を建てるということなので、特別問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員●●です。

21 日に現地調査を行いましたところ、杭の位置が問題になりました、その後 28 日に再度●●委員、事務局と私で確認しましたところ、進入路に 1 本鉢が隠れています、杭を盗めば真っ直ぐになるのでそこは問題ありません。あと進入路にもう一つ鉢が打ってありました、それは隣の土地であったということです。●●氏が分筆したい一角を買うということで問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号 6 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定いたします。

(議案第 15 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「議案第 15 号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。

事務局に 番号1番から 8 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 11 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です。

公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号 1 番、地図公図は 51 ページ、52 ページになります。

篠原●●外 2 筆、合計面積 1,585 m²を●●の●●さんほか共有者1名が、●●株式会社に田を5年7カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

水稻の栽培を予定しています。

賃借料は 10a当たり、●●円です。

続きまして、

番号 2 番、地図公図は 53 ページ、54 ページになります。

大塙●●外1筆、合計面積 2,849 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を 10 年 7 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

果樹の栽培を予定しています。

賃借料は 10a当たり、●●円です。

続きまして、

番号 3 番、地図公図は 55 ページ、56 ページになります。

竜王●●外1筆、合計面積 1,670 m²を●●の●●さんが、●●の●●に畑を 2 年 7 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。

賃借料は 10a当たり、●●円です。

12 ページをお願いいたします。

番号 4 番、地図公図は 57 ページ、58 ページになります。

竜王新町●●、面積 339 m²を●●の●●さんが、甲斐市竜王新町の●●さんに畑を 3 年 7 カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。

賃借料は無償です。

続きまして、

番号 5 番、地図公図は 59 ページ、60 ページになります。

西八幡●●外 1 筆、合計面積 1,861 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに田を5年7カ月間、新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

水稻の栽培を予定しています。

賃借料は 10a当たり、●●円です。

続きまして、

番号 6 番、地図公図は 61 ページ、62 ページになります。

西八幡●●、面積 508 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を4年7カ月間、新規で貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。

賃借料は 10a当たり、●●円です。

資料 13 ページをお願いいたします。

番号 7 番、地図公図は 63 ページ、64 ページになります。

岩森●●、面積 1,391 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を3年7カ月間、新規で貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。

賃借料は 10a当たり、●●円です。

続きまして、

番号 8 番、地図公図はページを戻っていただきまして、43 ページ、44 ページになります。

この案件は、報告第 11 号、番号 11 番と同一土地となります。

団子新居●●、面積 762 m²を●●の●●さんが、●●の●●さんに7年7カ月間、新規で貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を予定しています。

賃借料は 10a当たり、●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

利用権設定が今年度からこういう形になったということですが、農業委員会を通さない個々の契約とか利用権設定が以前は見受けられ

たのですが、それは違反ということでよろしいでしょうか。

【事務局】 私人間で農地の貸し借りの契約を結ぶこと自体は禁止されているわけではありません。ただその契約は農地法や関連法令の許可を得ないため効力が生じないという形になります。当事者間で口約束を交わすことはかまわないのですが、違反かどうかと言えば違反ですけれども、公に効力を持っていないということでご理解いただければと思います。

【議長】 これと地域計画とのからみとかについては調べていますか。

【事務局】 農用地利用集積等促進計画というのは、本来は地域計画で定めた担い手に農地の利用権を移すためということを主眼につくられた制度で、地域計画内において重点的に策定するというように定められています。ただし農地の効率的な利用等に資すると認められる場合は農業委員会等が作成要請を出せるという条文が付いています。

皆様にご審議いただくのは、こういう貸借の要望が公社にあった所で貸し借りをすることが農業委員会において適當かどうか見ていただきたいという趣旨になります。その限りにおいては地域計画外においても貸し借りはできる制度になっています。本来地域計画を主眼に置いたものですが、それ以外の農地の貸借も取り込まれているということでご理解いただければと思います。

【議長】 ほかに何か質問ありますか。

質問が無いようでございます。

番号1番 から 8番 までの計画作成案について、作成要請を行うことのご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号1番 から 8番 までについて作成要請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後4時10分閉会